

史料紹介・翻刻

渡部四郎右衛門廣稠(控)「越国者引入方」巻帳

川 口 洋

はじめに

渡部四郎右衛門廣稠が天保期に書き留めた「越国者引入方」巻帳は、医学博士・松枝茂氏が太平洋戦争開始以前に蒐集された史料群に含まれている。博士の没後、会津若松市七日町の松枝医院で医学博士・松枝和夫氏が大切に保管されてきた。

松枝茂氏の膨大な蒐集史料のうち、陸奥国会津郡川島組中荒井村(現在の福島県南会津郡南会津町中荒井)名主、川嶋組かほらぐみ継つぐな名主なぬし(歴任した渡部四郎右衛門(廣稠の先代)が、文化十四(一八一七)年から天保七(一八三六)年まで、産子養育手当うぶこよういくについて記録した史料群の一部は、「会津藩のマビキ・墮胎関係史料」として、大田素子氏編『近世日本 マビキ慣行史料集成』刀水書房、一九九七に収められている。同書の翻刻を担当された五十嵐勇作氏が、筆者の依頼を受け、松枝和夫氏の未亡人、千代子氏の承諾のもとに、自ら手で改訂された『会津南山御蔵入産子養育 ―松枝茂氏収蔵史料

渡部四郎右衛門廣稠(控)「越国者引入方」巻帳

―田中印刷、二〇〇六(私家版)により、松枝茂氏が蒐集された産子養育手当に関わる史料群の全貌を知ることができる。この史料集は、古文書を直接見ることができない研究者のために、古文書画像と翻刻文を同一頁の上段と下段に配置する工夫がなされている。

渡部四郎衛門家は、養育方任役、あるいは産子任役として、産子養育手当金の支給に当たっただけではなく、廣稠は越後国から移住者を募り、川嶋組の村々に縁付させる移住者引き入れにも取り組んだ。天保二(一八三一)年三月に代官所から田島・関本村仮名主、渡部四郎右衛門ほかに宛てた差図書と天保二年四月に中荒井村名主隠居、渡部四郎右衛門ほから永田村渡部又兵衛に宛てた借用証文が、「越国者引入方」巻帳に収められているため、四郎右衛門家は廣稠と先代の二代にわたり、川嶋組の人口増加に尽力したとみられる。

産子養育手当に関わる史料群に加えて、「越国者引入方」巻帳、福島県歴史資料館に架蔵されている会津郡川嶋組藤生村の渡部宗兵衛家文書などを合わせると、渡部四郎右衛門家の人口増加への貢献を理解する手掛かりとなる。五十嵐勇作氏は、史料集の編集後記に、「渡部四郎右衛門家の現在の後継者は渡部雅之助氏である。この古文書をどうして松枝茂氏が入手したのか、その来歴を知る人は故人となり現在では不明である。(五十嵐勇作、二〇〇六、二一四頁)」と史料伝来に関わる調査結果を記している。

一 「越国者引入方一卷帳」を用いた先行研究

松枝茂氏は、渡部四郎衛門家文書をはじめとする蒐集史料をもとに、昭和十八年に『会津藩の人口政策』山一書房を上梓され、同書は昭和四十一年に大東文化大学東洋学研究所から再版された。会津藩や陸奥国会津郡・大沼郡・下野国塩谷郡の一部を含む南山御蔵入領^{みなみやまわくらいりりょう}では、十八世紀世紀末から十九世紀初頭に人口が最少を記録した。

そのため、十九世紀初頭から、産子養育手当金の貸与、縁組祝金の貸与、移住者引き入れといった対策が実施された。松枝茂氏は、「人口減少が総て墮胎間引によるものではなかったと同様に、その増加も亦産子養育対策の効果のみに帰することは勿論出来ぬ」と慎重な姿勢を示しながらも、墮胎間引を「封建時代の特長^{トクマ}」と位置づけ、産子養育制度などを会津藩の人口政策として高く顕彰した(松枝、一九六七、一六三頁)。このような見解は、史料を離れて一人歩きを始め、江戸時代後期の東北地方における窮乏した民衆像の形成に大きな影響を与えただけではなく、高橋梵仙氏はじめ、戦前期から研究成果を公刊してきた人口史家にも深い影を落とした。

大著の第十三章「南山御蔵入領の人口政策」、第二節「人口政策」、第二項「越国引入策」で、「越国者引入方一卷帳」の内容を紹介している。「本引入策は一小地域に、而も少人数の移住であって一藩の人口政策として挙げるには余りにも小規模ではあるが、会津

藩としてはこの種の記録が稀である点及びこの策が地方識者の提唱努力によって行はれ、而も或る程度の効果を収めた点に於て、特筆に値する」と松枝氏が指摘しているように、移住引き入れの立案・実施に当たった村役人の視点を伝える本史料は貴重である(松枝、一九六七、一三三頁)。しかし、僅か四頁の第二項は、史料の全貌を伝えるにはあまりに短い。本稿では、「越国者引入方一卷帳」を翻刻するとともに、改めて史料の概要を紹介する。

二 「越国者引入方一卷帳」の概要

(一) 天保期の川嶋組四力村における人口

本史料によれば、天保元(一八三〇)年から天保二(一八三一)年二月までに、会津郡川嶋組中荒井村では二十人(極老四人、壮年十六人。男性七人、女性十三人)、川嶋村では四一人(極老十人、壮年三一人。男性十六人、女性二五人)、関本村では七人(極老二人、壮年五人。男性三人、女性四人)、藤生村では十三人(極老三人、壮年十人。男性八人、女性五人)、合計八一人が、疫病のために死亡した。死亡者は、極老十九人、壮年六二人であり、働き盛りの年齢階層に犠牲者が多い。死亡者の性別は男性三四人、女性四七人であり、死亡性比が約七二、女性死亡者が男性死亡者の約一・四倍にのぼる。

表1 陸奥国会津郡川嶋組4カ村の人口

	延享3(1746)年				宝暦8(1758)年			
	男性人口(人)	女性人口(人)	総人口(人)	性比	男性人口(人)	女性人口(人)	総人口(人)	性比
川嶋村	202	160	362	126.3	187	140	327	133.6
中荒井村	290	189	479	153.4	269	207	476	130.0
関本村	97	79	176	122.8	94	69	163	136.2
藤生村	164	125	289	131.2	161	117	278	137.6
合計	753	553	1306	136.2	711	533	1244	133.4

	安永9(1780)年				天明8(1789)年			
	男性人口(人)	女性人口(人)	総人口(人)	性比	男性人口(人)	女性人口(人)	総人口(人)	性比
川嶋村	168	156	324	107.7	—	—	255	—
中荒井村	268	219	487	122.4	—	—	400	—
関本村	—	—	—	—	—	—	150	—
藤生村	152	128	280	118.8	—	—	222	—
合計	588	503	1091	116.9	—	—	1027	—

	文政10(1827)年				天保3(1832)年			
	男性人口(人)	女性人口(人)	総人口(人)	性比	男性人口(人)	女性人口(人)	総人口(人)	性比
川嶋村	132	135	267	97.8	122	114	236	107.0
中荒井村	173	155	328	111.6	183	162	345	113.0
関本村	58	67	125	86.6	66	60	126	110.0
藤生村	138	119	257	116	122	113	235	108.0
合計	501	476	977	105.3	493	449	942	109.8

	天保4(1833)年				天保8(1837)年			
	男性人口(人)	女性人口(人)	総人口(人)	性比	男性人口(人)	女性人口(人)	総人口(人)	性比
川嶋村	121	110	231	110.0	127	116	243	109.5
中荒井村	185	168	353	110.1	177	152	329	116.4
関本村	65	60	125	108.3	68	61	129	111.5
藤生村	124	109	233	113.8	123	103	226	119.4
合計	495	447	942	110.7	495	432	927	114.6

	明治4(1871)年			
	男性人口(人)	女性人口(人)	総人口(人)	性比
川嶋村	136	145	281	93.8
中荒井村	173	151	324	114.6
関本村	55	44	99	125.0
藤生村	124	128	252	96.9
合計	488	468	956	104.3

史料)

- ・渡部八郎家文書「延享三年川嶋組会津四ヶ村・塩谷郡五ヶ村 手鑑帳」。
- ・阿久津喜一家文書「陸奥国会津・大沼郡人別牛馬改帳 外下野国塩谷郡六ヶ村」(宝暦八年カ)。
- ・室井博家文書「安永九年 川嶋組 御手鑑 子八月 川嶋村」、「安永九年 川嶋組 御手鑑 子八月 中荒井村」、「安永九年 手鑑帳 子八月 藤生村」。
- ・細井敬介家文書「天明八年戊申御廻国使様御通行ニ付ご案内帳高野組より田島組川嶋組迄」(田島町史編纂委員会、1986、pp.495-506)。
- ・渡部八郎家文書「文政十年川嶋組会津四ヶ村・塩谷郡五ヶ村 御上様御巡見手鑑帳」(田島町史編纂委員会、1986、pp.506-518)。
- ・旧福島県立会津短期大学図書館所蔵「天保四年十一月 去辰十一月より当巳十一月迄 有人増減書上帳川嶋組」。
- ・渡部八郎家文書「天保八年御直所ニ付明細差出帳 陸奥国会津郡川嶋組六ヶ村」。
- ・『若松縣管轄 人員録 明治四年』歴史春秋社、1978。

渡部八郎家文書「文政十年 川島組 会津郡四ヶ村・塩谷郡五ヶ村 御上様御巡見手鑑帳」(田島町史編纂委員会、一九八六、五〇六～五一八頁)に記録されている文政十(一八二七)年の人口を分母として、天保元年から天保二年の疫病による死亡率を求めると、中荒井村で六一パーミル、川嶋村で一五四パーミル、関本村で五六パーミル、藤生村で五一パーミルに達する。疫病の犠牲者は、文政十年の四カ村の総人口の約八パーセントを占めた。

会津郡鶴巣村(一七九〇年から一八五九年)、石伏村(一七五二年から一八一二年)、小松川村(一七九二年から一八六八年)の「宗門改人別家別書上帳」から求めることのできる生後一年以内に死亡した乳児死亡を除く平均普通死亡率は、二〇パーミル程度であるため、天保元年から二年の川嶋組四カ村における死亡率は異常に高い¹⁾。

四カ村の総人口は、宝暦飢饉前の延享三(一七四六)年に一三〇六人であったが、天明飢饉後の天明八(一七八九)年に一〇二七人、天保三(一八三二)年に九四二人、天保八(一八三七)年に九二七人となった(表1)。天保八年の人口は、延享三年の人口の約七一パーセントに減少した。一方、南山御蔵入領の総人口は、十七世紀を通じて増加したが、十八世紀初頭を頂点として減少に転じ、天明期(一七八〇年代)から天保期(一八四〇年代)までの期間を最低として回復を始めた(川口、一九九八)。川

嶋組四カ村の人口変動は、南山御蔵入領に共通の傾向である。

(二) 移住者引き入れの立案者

天明三(一七八三)年の大凶作に加えて、疫病が流行した四カ村では、人口が減少して、無跡の家や手餘地が増えた。鰥寡の者に、再婚相手を娶わせようとしても、近隣の村々も人口減少のため、相応の相手がいらない。無策のままでは、領外に出稼ぎに出た者も帰村を望まず、天保元年から天保二年に発生した壮年人口を主な犠牲者とする疫病のために、村の存続が危ぶまれる状況におちいった。

このような状況のなかで、天保二(一八三一)年二月、関本村仮名主、渡部四郎右衛門は、越後国から移住者を引き入れ、鰥寡の者に縁付けることによって、百姓が相続できるよう、川嶋組触継名主と連名で代官に、移住者引き入れを願ひ出た。願書では、四郎右衛門が直接越後国に赴き、移住者を募る計画であり、身元の確かな女性を引入れるには、祝金を一人当たり五、六兩渡さないと縁約できないため、試しに二〇人引入れるとすると、必要資金百兩のうち、五〇兩は地元で工面するので、残り五〇兩を産子養育手当金から四年賦で拝借したいと願ひ出た。

二月二八日、願書は代官所から田島陣屋に達し、三月十九日、四郎右衛門は、陳情のため若松に赴いた。三月二六日付の御蔵入役所の差図書が、代官所を経て、三月二七日に四郎右衛門と川嶋組触継

名主宛に届いた。御蔵入役所は、一時差し止めていた「越国者引入」を四カ村に限り許し、帰村した時に、移住者の年齢などを報告することを条件に、経費として三〇兩を四郎衛門に貸与した。

天保二年九月、引き入れた六人の縁組を許可する御蔵入役所の差図書を受け取った四郎右衛門は、川嶋組触継名主と連名で、十月に代官宛に、再度、移住者引き入れを願ひ出た。願書は以下に要約できる。川嶋組四カ村では、数十人が病死して、百姓を続けることができなくなっている。このままだと、屋根葺(茅手)として、関東稼ぎに出ている者も帰国する気にならず、無跡の家が増えてしまう。当春、越後国に赴き、調達金を預かって引き入れた六人は、縁組手続きを終え、夫婦仲睦まじく農業に励んでいる。しかし、中荒井村で十人、川嶋村で十五人、関本村で四人、藤生村で六人、合計三五人を来春までに引き入れなければ立ち行かない。越後国の世話人に依頼して、来年までに移住者を引き入れる計画だが、病難に会った者は、祝金を工面できない。そのため、産子養育手当金から五、六十兩を田島陣屋に備え、移住者を引き入れることに貸与してほしいと願ひ出た。

天保二年十月付の願書に対する差図書は、「越国者引入方一卷帳」に書き留められていない。第五節で後述するように、四郎右衛門は、天保四(一八三三)年、天保七(一八三六)年にも、移住者を引き入れ、川嶋組の村々に縁付かせている。

渡部四郎右衛門廣禰(控)「越国者引入方一卷帳」

(三) 移住者引き入れと縁組の手続き

渡部四郎右衛門は、御蔵入役所から借用した三〇兩、永田村渡部又三郎から借用した二五兩に、手元金五兩を加え、六〇兩余りを持ち、天保二年四月十日に越後国に向かって出発、五月二六日に六人の女性を蒲原郡の村々から引き連れて帰国した。「彼地処々^江世話人」と対談して、今後、移住者を引き入れることができるよう取り決めている。

四郎右衛門は、帰国直後の五月中に、引き入れた六人の出身地、縁付き先、拝借金の使途と返済計画を代官宛に提出した。ついで、六月、渡部四郎衛門は、人物と身元を吟味したうえで寺送状と分限送状を手元に預かり、蒲原郡出身の女性六人を引き入れたことを代官に届け出た。さらに、同月、越国者引入人として四郎右衛門は、引き入れた六人の縁組を代官に願ひ出、六人と縁約した家の戸主が名主、組頭、百姓代、五人組と連名で代官に縁組願書を提出した。これを受けた御蔵入役所は、九月に縁組を許可する差図書を代官所、触継名主を通じて伝達した。天保三年正月十三日、四郎右衛門から川嶋村名主に、川嶋村に引き入れた五人を宗門改人別家別書上帳に書き上げるよう依頼している。

移住者引き入れから「宗門改人別家別帳」登録までの手続きは、次章で後述する会津郡黒谷組叶津村の名主で他邦者引入任役に任命

された長谷部忠右衛門が、文化年間(一八〇〇年代)から実施した移住者の登録手続きと同様であり、以下に要約できる。①移住者募集に当たった他邦者引入任役、あるいは引入人が、寺送状と分限送状を受け取り、人物を吟味したうえで、引入願書を代官に提出する。

②他邦者引入任役、あるいは引入人と移住者の縁付き先の家が、村役人連名で縁組願書を代官に提出する。③田島陣屋、あるいは御蔵入役所から代官所、触継名主を経て、村に送達される差函書によって、縁組が承認される。①から③の手続きに数カ月を要し、移住者は、翌年の「宗門改人別家帳」に登録された。

(四) 移住者引き入れの経費

四郎右衛門は、祝金に充てる費用として、天保二年三月に御蔵入役所から手当金三〇両、四月に永田村渡部又三郎から二五両を借用した。三月付の代官に宛てた書面は、川嶋組触継名主と四郎右衛門の連名で、四月に渡部又兵衛に宛てた借用証文は、中荒井村名主で四郎右衛門の先代隠居、中荒井村百姓代、川嶋組触継名主の連名で作成された。四郎右衛門が越後国に出かけている間、手当金三〇両は四月二七日に、永田村渡部又兵衛に借用した二五両は四月二六日に、それぞれ元金が返済された。これは、金利を固定するためと思われる。

越後国から女性六人を引き連れて帰国した天保二年五月付の代官

宛の報告書で、四郎右衛門は、川嶋村に縁付く五人に一人当たり調達手当金三兩づつ、中荒井村に縁付く一人に調達御手当金二兩二分、合計十七兩二分を祝金として貸渡したことを報告し、引き入れた女性を配偶者とする六人から代官宛に改めて借用証文を提出している。川嶋村と中荒井村の名主、組頭、百姓代が、六人から代官宛の借用証文に連署して、年末までに元利とも返済できない場合には、五人組と親戚が弁済することを誓約した。しかし、川嶋組触継名主と四郎右衛門が代官に宛てた十月付の願書では、移住者を受け入れた家は貧しく、年末までに元利を返済できないので、十年賦での返済を願っている。

天保四年正月付の覚書には、御蔵入役所からの御手当金の返済状況がまとめられている。まず、天保二年三月に四郎右衛門に貸与された三〇両は、同年四月に返納された。二カ月分の利息二分は、天保二年十二月五日に返納された。天保二年五月、改めて川嶋村の五人に十五兩、中荒井村の一人に二兩二分が、祝金として貸与された。前者の五月から十二月までの利息が一兩、後者の五月から十二月までの利息が二朱二七〇文である。このうち、利息分は、天保二年十二月五日に、元金は天保三年暮れに、それぞれ返済された。他方、四郎右衛門は、天保二年七月に五兩を借用し、七月から十二月までの利息が一分であった。四郎右衛門は、天保二年十二月五日に元利とも返済している。

表2 渡部四郎右衛門が引き入れた移住者

移動年	移住者を配属者、養子または無跡再興名跡として受け入れた人物			移住者			地元才割金 調達拜借金	税金	合計
	名前	年齢	家の持高	居住地	居住地の支配関係	地元才割金			
天保2(1831)年	熊太郎	24歳	6,335石	陸奥国会津郡川嶋村	越後国蒲原郡新発田町	新発田藩領	3両2分	3両	6両2分
天保2(1831)年	徳左衛門	38歳	5,535石	陸奥国会津郡川嶋村	越後国蒲原郡牧村	長岡藩領	2両2分	3両	5両2分
天保2(1831)年	千代松	22歳	4,953石	陸奥国会津郡川嶋村	越後国蒲原郡亀田村	新発田藩領、亀田新田カ	2両	3両	5両
天保2(1831)年	勝右衛門	42歳	6,004石	陸奥国会津郡川嶋村	越後国蒲原郡佐渡山村	長岡藩領	2両	3両	5両
天保2(1831)年	廣蔵(伊兵衛カ)	35歳	11,623石	陸奥国会津郡川嶋村	越後国蒲原郡亀田村	新発田藩領	2両3分	3両	5両3分
天保2(1831)年	久左衛門後家	29歳	0,305石	陸奥国会津郡中荒井村	越後国蒲原郡堀澤村	亀田新田カ	2両	2両2分	4両2分
天保4(1833)年	よね	27歳	9,178石	陸奥国会津郡中荒井村	越後国蒲原郡山崎村	高崎藩領	—	—	—
天保7(1836)年	しゅう	29歳	4,225石	陸奥国会津郡中荒井村	越後国蒲原郡舟渡村	水原支配所	—	—	—
天保7(1836)年	無跡・又右衛門跡	—	6,879石	陸奥国会津郡関本村	越後国蒲原郡牛ヶ首村	村松藩領、牛ヶ首村カ	—	—	—
天保7(1836)年	無跡・又右衛門跡	—	6,879石	陸奥国会津郡関本村	越後国蒲原郡牛ヶ首村	村松藩領、牛ヶ首村カ	—	—	—
天保7(1836)年	無跡・又右衛門跡	—	6,879石	陸奥国会津郡関本村	越後国蒲原郡牛ヶ首村	村松藩領、牛ヶ首村カ	—	—	—
天保7(1836)年	無跡・又右衛門跡	—	6,879石	陸奥国会津郡関本村	越後国蒲原郡牛ヶ首村	村松藩領、牛ヶ首村カ	—	—	—
天保7(1836)年	無跡・又右衛門跡	—	6,879石	陸奥国会津郡関本村	越後国蒲原郡牛ヶ首村	村松藩領、牛ヶ首村カ	—	—	—
天保7(1836)年	無跡・又右衛門跡	—	6,879石	陸奥国会津郡関本村	越後国蒲原郡牛ヶ首村	村松藩領、牛ヶ首村カ	—	—	—

史料) 渡部四郎右衛門廣嗣(控)「越国者引入方一卷帳」

注) 支配関係は、「角川日本地名大辞典」編纂委員会『角川日本地名大辞典(15)新潟県』角川書店、1989を参考とした。

表3 移住者を配偶者として受け入れた家

夫妻の名前(年齢)	縁組前の家族構成と年齢
熊太郎(24歳)・よし(20歳)	妹・せう(19歳)、弟・熊治郎(8歳)、祖母(78歳)
徳左衛門(38歳)・ちせ(20歳)	女子・いち(6歳)、父・徳右衛門(68歳)、母(59歳)
千代松(22歳)・とよ(16歳)	父(祖父カ)・助五郎(71歳)
勝右衛門(42歳)・そよ(36歳)	男子・圓蔵(20歳)、女子・のへ(18歳)
伊兵衛(35歳)・つね(16歳)	弟・伊太郎(23歳)、弟・丑次郎(17歳)
権太郎(29歳)・かん(21歳)	父・五左衛門(53歳)、母(47歳)、弟・藤吉(20歳)
よね(27歳)・作蔵(33歳)	母(46歳)、弟・治郎(12歳)、弟・丈助(10歳)、弟・助太郎(8歳)、妹・ちく(5歳)、妹・さく(2歳)
しゅう(29歳)・常蔵(35歳)	父・甚十郎(65歳)、母(45歳)、妹・とめ(12歳)、妹・りく(10歳)、妹・ひさ(8歳)、妹・ちう(2歳)

史料) 渡部四郎右衛門廣稠(控)「越国者引入方一巻帳」

注) 下線を引いた人物が、太字で示した越後国出身の移住者を配偶者として迎えた。

性六人、女性八人)である。移住者の出身地は、すべて越後国蒲原郡であり、新発田藩領、長岡藩領、村松藩領、高崎藩領、幕領にわたっている。移住者を受け入れた村は、会津郡川嶋組川嶋村(六人)、中荒井村(三人)、関本村(五人)である。天保二年に引き入れた女性六人は女房、あるいは嫁として、天保四年に引き入れた男性一人は跡継ぎのいない後家の養子として、天保七年に引

(五) 移住者と移住者を受け入れた家

渡部四郎衛門は、天保二(一八三一)年に六人、天保四(一八三三)年に一人、天保七(一八三六)年に七人を越後国から引き入れた(表2)。史料から確認できる移住者は、合計十四人(男

き入れた男性二人は婿養子、男性三人と女性二人からなる家族は無跡となった家の再興名跡として、それぞれ受け入れられた⁽²⁾。移住者を配偶者として受け入れたのは、二〇歳から四〇歳までの年齢階層に配偶者がいない家や十歳以下の子供の多い家である(表3)。

表2によれば、移住者を受け入れた家の持高は、三斗余から四石九斗余である。配偶者の生家に贈られる祝金は、五両から六兩二分に上り、地元才判金と調達拝借金が、ほぼ同額ずつ祝金にあてられた。持高三斗余の五左衛門の男子、権太郎と持高十五石弱の助五郎の男子、千代松は、いずれも祝金五両を負担しているため、祝金の金額は、移住者を受け入れた家の持高とは、無関係とみられる。

三 南山御蔵入領における移住者引き入れ

越後国から南山御蔵入領への移住者引き入れを立案したのは、寛政十(一七八九)年に代官に宛てた願書を記した大沼郡東尾岐組^{ひがしおまたぐみ}東尾岐村名主、林松が嚆矢とみられる(会津高田町史編纂委員会、一九九五、二一三〜二一四頁、会津高田町史編纂委員会、二〇〇一、三〇八〜三〇九頁)。しかし、林松が実際に移住者を引き入れたことを裏付ける史料は確認されていない。

南山御蔵入領で最初に領外から移住者を引き入れたのは、会津郡黒谷組叶津村名主と口留番所役人を世襲した長谷部忠右衛門であ

る。忠右衛門は、文化元（一八〇四）年に移住者引き入れを田島陣屋に建議して、翌年から移住者引き入れを始めた（Kawaguchi, 1997）。陣屋は、忠右衛門を「他邦者引入任役」に任命して、移住手続きを整え、必要経費を貸与して引き入れを支援した。忠右衛門は、天保二（一八三一）年までに越後国や下野国などから約一七〇人も移住者を引き入れ、南山御蔵入領西部の村々に縁付させた。史料から確認できる移住者の多くは女性であった（川口、二〇〇五）。

長谷部忠右衛門は、天明飢饉を契機に増加した「極々至窮」の「無妻無息之族」が「百姓相統」できるよう、「民勢引直」を目的として、移住者引き入れを実施したと代官に宛てた願書で繰り返し主張している。しかし、このような主張は、人口構造や移住者を受け入れた家の実態とは大きく異なっていた（川口、二〇一五a）。そのため、移住者引き入れを企図したのは、願書とは別のところにあったとみられる。移住者を受け入れた家は、高額に上る祝金を支払っても、領外から移住者を配偶者や養子として迎えようとした。彼らは、祝金を支払う経済力を持ち、対価に見合う価値を移住者に見出していたと解釈できる。移住者引き入れが民衆の幅広い支持を受けて実施された背景には、女性を必要とする労働需要の急激な拡大を想定することができる（川口、二〇〇七、川口、二〇一七）。

長谷部家は、忠右衛門、養助、作次郎の三代にわたって、領外か

ら移住者を引き入れた。天保二年の願書（福島県歴史資料館架蔵、長谷部大作家文書一〇五一号）によれば、忠右衛門が高齢になったため、養助が、一旦、引入任役の後任となっていた。しかし、近年、各組の引入任役が越後国に出張せず、移住者の身元吟味も疎かになっていたため、移住者引き入れは中止されていた。天保二年には、多数の縁組希望者が越後国から入国したが、引き入れ制度が差し止められていて迷惑しているため、養助が引入任役に再任されるようお願いした。ここにも、渡部四郎右衛門と同じ天保二年に、代官に移住者引き入れの再開を願い出た村役人の姿を見ることができ

おわりに

長谷部忠右衛門と渡部四郎右衛門による移住者引き入れには、多くの共通点がみられた。移住者引き入れの立案者は、東尾岐村の林松も含めて、名主を務める村役人であった。代官所、御蔵入役所、田島陣屋は、立案者を「他邦者引入任役」に任命、あるいは「越国者引入計方」を委託しただけでなく、必要経費を貸与して、移住者の縁組手続きを整備することにより、移住者引き入れを支援した。八十里越えを挟んで南山御蔵入領と隣接する村松藩が、十九世紀初頭から領外への他所稼ぎを禁止するなかで、厳密な手続きを整備す

ることにより、越後国からの縁組を推進したとみられる。

一方、代官所から長谷部忠右衛門や渡部四郎右衛門に貸与された金穀の返済責任を村、五人組、親類一同で負うことを誓約している。そのため、移住者引き入れは、代官、名主、平百姓に至る身分や階層を超えた支持のもとに実施されたとみられる。

越後国境に位置する叶津村の長谷部養助と下野国境付近に位置する中荒井村の渡部四郎右衛門が、いずれも天保二年に越後国からの移住者引き入れ再開を願っている点にも注意したい。南山御蔵入領で越後国境から最も遠い川嶋組の村々でも、隣接する下野国ではなく、越後国からの移住者引き入れが計画・実施された。

新発田藩が会津街道(越後街道)山内宿に設けた山内口留番所を通過して、津川口から会津に向かった西蒲原からの出国者は、天保七(一八三六)年に七二六人、天保八年に一九二人、天保九年に四〇四人、天保十年に四五二人を数えた(中村、二〇一〇、一三二～一六〇頁)。西蒲原の主として海岸部の村々から会津に向かった人々は、多数の縁組希望者が越後国から南山御蔵入領に入国したという天保二年の長谷部養助の証言とも合致する。越後国と南山御蔵入領との地域間関係は、一旦差し止められていた移住者引き入れが再開した天保期(一八三〇年代)からさらに大きな変化を遂げたとみられる。

謝辞 筆者は、平成三年、松枝医院院長・故松枝和夫博士の御厚情により、「越国者引入方」巻帳をはじめ、貴重な史料の閲覧・複写を許された。筆者の怠慢により、本史料の翻刻・紹介が、今になってしまったことをお詫びするとともに、改めてその学恩を深謝し、御冥福を祈りたい。史料翻刻にあたり、原田敏丸先生、島津良子先生、鈴木明子先生に御教示いただいた。篤く、感謝したい。

註

(1) 江戸時代における人口分析システム(DANJURO Ver.5.0)の分析結果による(http://kawaguchi-tezukayama-u.ac.jp/ 二〇一七年一〇月一日、検索)。本システムについては、Kawaguchi, 2009、川口(二〇一五b)などを参照のこと。

(2) 亀田村藤蔵の娘「つね」を女房とした川嶋村廣蔵は、天保二年五月に代官に宛てた四郎右衛門の報告書、六月に四郎右衛門から代官に宛てた縁組願書に名前があるが、六月に各家から代官に宛てた縁組願書にはみあたらず、持高十一石六斗二升三合の伊兵衛の縁組願書がある。九月付けの御蔵入役所からの差図書には、廣蔵と「つね」の縁組が認められている。そのため、廣蔵と伊兵衛は、同一人物であると推論した。

参考文献

- 会津高田町史編纂委員会（一九九五）『会津高田町史 第三卷 近世 資料編Ⅱ』会津高田町。
- 会津高田町史編纂委員会（二〇〇一）『会津高田町史 第一卷 通史』会津高田町。
- 五十嵐勇作編（二〇〇六）『会津南山御蔵入産子養育 — 松枝茂 氏収蔵史料 —』田中印刷。
- 大田素子編（一九九七）『近世日本 マビキ慣行史料集成』刀水書房。
- Kawaguchi, Hiroshi, 1997, Population Increase Policy after the 1783 Great Famine in Northeastern Tokugawa Japan, *Annals de Demographie Historique* 1996, pp.151-168.
- 川口洋（一九九八）「十七〜十九世紀の会津・南山御蔵入領における人口変動と出生制限」歴史地理学、第四〇巻第五号、五〜二五頁。
- 川口洋（二〇〇五）「十九世紀初頭の会津・南山御蔵入領における他邦者引入役の動向」史境、第五〇号、一七〜三七頁。
- 川口洋（二〇〇七）「人口と社会・経済からみた近代移行期における地域変化」石原潤・金坂清則・南出眞助・武藤直編『アジアの歴史地理（一）領域と移動』朝倉書店、七九〜九〇頁。
- Kawaguchi, Hiroshi, 2009, Data Analysis System for Population and Family Studies on Japan in the 17th-19th Centuries, *Japanese Journal of Human Geography* 61(6), 人文地理、第六一巻第六号、pp.2-22.
- 川口洋（二〇一五a）「一九世紀初頭の奥会津地方における移住者引き入れ — 人口増加策からみた地域変化 —」落合恵美子編著『徳川日本の家族と地域性 — 歴史人口学との対話』ミネルヴァ書房、一二五〜一五二頁。
- 川口洋（二〇一五b）「一八・一九世紀を対象とした人口・家族研究のための情報システム — 宗門改帳・過去帳・戸籍を人力史料として —」落合恵美子編著『徳川日本の家族と地域性 — 歴史人口学との対話』ミネルヴァ書房、四六一〜四九二頁。
- 川口洋（二〇一七）「十九世紀の越後国から陸奥国への遠方婚からみた地域変化」比較家族史学会監修『家族史研究の最前線② 出会いと結婚』日本経済評論社、二五三〜二八九頁。
- 田島町史編纂委員会（一九八六）『田島町史 第六卷上』田島町。
- 中村義隆（二〇一〇）『割地慣行と他所稼ぎ — 越後蒲原の村落社会史 —』刀水書房。
- 松枝茂（一九四三）『会津藩の人口政策』山一書房、（大東文化大学東洋学研究所より一九六七年に再版）。

乍恐以書付奉願上候

渡部四郎右衛門廣稠(控)「越国者引入方一卷帳」 翻刻

去年中_ろ当二月迄

一、死滅人別式拾人 内 七人男 拾三人女 中荒井村

凡例

内 四人極老之男女

・原文の表記は、原則として、漢字は常用漢字を、仮名は通行の字

拾六人壮年之男女

体を用いた。ただし、常用漢字以外の文字、「江」、「而」、「者」、

同断

一、同四拾壹人 内 拾六人男 貳拾五人女 川嶋村

「ろ」、「与」、「ゞ」、「連」、「免」は、原文どおりにした。

・丁替えは、「』」で示し、その下に丁数と表裏を、たとえば「』(一

内 拾人男女極老之者

表)」、「』(一裏)」のように表記した。

三拾壹人壮年之男女

・読解の便を考慮して、句読点を付した。

同断

一、同七人 内 三人男 四人女 関本村

翻刻

内 貳人 極老之男

天保二卯年二月与里

五人 壮年之男女

同四巳年正月

同断

同七申年十二月

一、同拾三人 内 八人男 五人女 藤生村

内 三人 極老之男女

越国者引入方一卷帳

渡部四郎右衛門 廣稠

合八拾壹人 内 三拾四人男 四拾七人女

(表紙)

内 拾九人 極老之男女

六拾貳人 壮年之男女

右者南山御蔵入之義、全躰人不足之所柄、御座候処、天明三卯年大

凶(一表) 作以來、追年人数莫太減少仕、村々無跡數軒出来、御田地手餘荒地廣大^二有之、御年貢弁不少年増友禿^二相成候処、別^而右四ヶ村之儀、近来極窮^二罷成候上、去年中委曲奉御披露候通、疫癘流行、書面之人数死失仕、右之内^二者夫を失ひ妻^二別連、或ハ壯年夫婦を失ひ極老計^り相殘^り、無跡^二罷成候も有之、鰥寡孤独之者共數人出来、村力甚相衰ひ、御田地手餘^り、当耕作仕附可仕様禿^与無御座候^二付、右躰孤独^二相成候者共^江、相應之男女娶合、何卒是迄之人數^二古復候様仕度、近隣村手を尽^シ相尋候得共、兼^而人数不足之処柄^二御座候得者、見合之者絶^而無御座、至々極差支候義共^二御座候。打捨置候^而ハ、壯年之噂無妻之者共ハ、他邦勤^二罷越候^而も、自然婦国を忘連候人情^二も(一裏)有之、此上有人を失ひ候躰^二罷成、村躰相續可仕見込無御座候。依之、御願申上候儀者、當年柄御時処位^江肯^ハ奉恐入候得共、此上ハ越国者引入、右躰鰥寡之者共^江、夫々^二夫妻之縁を為結、御百姓相統為仕度奉存候。是迄も、右引入計仕候者共も有之候得共、何連^も実意^二不相渡、横金等いたし候族數多有之都^而難渡仕候間、越国表^江直々罷越、当境地方向之者共引入、人数増長之計仕度、左も不致候^而ハ中々以、産子養育等^二古復可仕様無之儀^二候間、年柄之義^者、深々以 御愛隣御用捨被成下置、試として引入方私共方^江被 仰付被下置度奉願上候。且、田島高野両組始、御郡中一統、近来人不足^二而、無妻之者共多^ク有之候得者、右引入方被 仰付越国表^江懸合、追々手都合宜敷相成候(二表) ^ハ、御郡

中村々迄縁付候様相成候者、不遠内人数増加可仕^与奉存候。乍恐、前代未聞之 御仁政を以、産子養育御手當被下置、難有仕合奉存候得者、其本躰不相備候^而ハ、人数増長仕候様無之、村々次第^二禿百姓出来、御為筋^二不相成義^与奉存候間、何卒厚以 御慈悲、右計方被 仰付被下置度、右取斗^二付、彼地引入之様子伝承仕候処、身元丈夫之縁女引入候^二者、為祝金壹人^江五六兩位宛差出不申候得、約路不致候由、差當^り右之出金入用^二御座候処、一先為試式拾人^も引入申度、左候得者、右入用金百兩之内五拾兩ハ、私共地元才判可仕候間、殘金五拾兩、養育御備金之内、四ヶ年賦返納拜借被 仰付被下置、猶又、恐成御義奉恐入候得共、極々之細民共^江ハ、養育御手當金之恐を以、御(二裏)手當祓之御慈愛被成下置度奉願上候。右躰窮民吟味之儀ハ、私共手元^二において、能々相改御申上候様仕、聊不正之筋無之様可仕候間、格別之御評議を以、右村々御百姓相續仕候様、幾重^二奉願上候。私共右躰願意相立候義、如何之筋^与奉蒙御堅慮候^而ハ、誠以奉恐入候得共、前文申上候通、右四ヶ村書面之通、八拾人余死滅^二相成、夫而已^二差置候而者、亡^二処^二可相成躰、眼下^二相顕^レ候^二付、赤実を以、不願恐奉願候義^二御座候。最早、雪解追々農業方相始候時節^二差掛候間、何分急速御下知被成下置度、連々奉願上候。以上。

天保二卯年二月 川島組触繼名主 渡部宗兵衛
御代官様 関本村仮名主 渡部四郎右衛門(三表)

乍恐附紙を以奉願候。本文之通引入方被 仰付被下置候^ニ付^ニ而^レ者^ハ 迎も
之以 御慈悲往来為無恙、越国者引入御用^与申候義、御添翰被下置
度奉願上候。以上。

右願書、二月二十八日田島 御陣屋^江相達申候。依之、三月十九日
出起、若松表^江罷登申候。諸人用之義者、別帳^ニ明細記置申候。

三月二十七日御差函書左之通

覚

一、金三十拾兩

是者、越国引入試計^ニ付、引替金之義、御代官所^ニ養育金備無
之由^ニ付、三十拾兩步^ニて役所^方当座引替相渡候間、当暮役所^方可
相渡養育金利分^ニ而^レ元利差引候積。』(三裏)

右者川島組四ヶ村、越国者引入試計^ニ付、委曲願出添書一同被達
候。右引入之義者、当時差留被置候処、右四ヶ村無比類病難^ニ而^レ、

多分死失人有之、村勢相衰候^ニ付、右取直人数増長之た免、四ヶ村
^ニ限^リ、引入取計之義、厚取組申達候処、格別^ニ越国者引入之義、被

相弛候間、御差函相添、且被申出候趣^も有之候間、書面之金子當座^ニ
^ニ引替相渡候条、為引入彼地^江罷越候者婦村候^ハ、引入人別男女共^ニ

年齢御届可有之候。以上。

三月二十六日 御蔵入役所

渡部六郎兵衛殿

右之通御差函申来候条、令承知引入取計之次第、并人別男女』(四
表)年齢等、追^而可書出候事。

三月二十六日 御代官所 田島、関本兩村仮名主 渡部四郎右衛門

川島組触繼名主 渡部宗兵衛方へ

覚

一、金三十拾兩 中荒井 川島 関本 藤生 〆四ヶ村

右者四ヶ村之儀、病難^ニ逢、死失人大勢出来、村勢相衰、耕作方差
支候^ニ付、越国者引入願申立候処、深々以 御愛情御弛^レ被成下置
候上、書面之通御手当金被 仰付、此度被下難有奉請取候。然^ル上

ハ、越国表^江早速罷越、引入方追^而可奉御披露候。尤右御返納之義
者、被仰付』(四裏)次第少^し無滞、元利御上納可仕候。依之、請

取証文奉差上候。以上。

卯三月 川島組触繼名主 渡部宗兵衛

田島、関本兩村仮名主 渡部四郎右衛門

御代官様

借用証文之事

一、金式拾五兩

右者、越国者引入方計^ニ付、書面之金子貴殿方借用仕候処、実正^ニ
御座候。返済之義者、当七月中迄^ニ式拾兩^ニ志分之利足を加、元利

少しも無滞勘定可仕候。万一相滞候者、加印之者共立入、吃度弁済可仕候。依之、借用証文如件。

天保二卯年四月 中荒井村名主隠居 渡部四郎右衛門』(五表)

同村百姓代 惣助

触継名主 渡部宗兵衛

永田村 渡部又三郎殿へ

持参金左之通

一、金三拾兩 御手当金 一、同貳拾五兩 永田方借用金

一、同五兩 手元有金 合六拾兩 外銭貳百五拾文 銭持参

但、御手当金三拾兩、四月二十七日御返納仕候。永田村又三郎

方へハ、同月廿六日返済仕候。

覚

一、女壱人 よし とし 廿

是者越後国新発田庄太郎娘

川島村熊太郎女房ニ縁付申候。

此祝金六兩貳分

内 三兩貳分 地元才判金

三兩

此分調達拝借金貸渡申候。

一、女壱人 ちせ とし 廿』(五裏)

是者同国蒲原郡勝右衛門娘引入

川島村徳左衛門女房ニ縁付申候。

此祝金五兩貳分

内 貳兩貳分 地元才判金

三兩

此分調達拝借金貸渡申候。

一、女壱人 とよ とし 十六

同国蒲原郡亀田村長兵衛娘引入

川島村千代松女房ニ縁付申候。

此祝金五兩

内 二兩 地元才判金

三兩

右同断

一、女壱人 そよ とし 三十六

同国同郡佐渡山村清助娘引入川

嶋村勝右衛門女房ニ縁付申候。

此祝金五兩

内 二兩 右同断

三兩

右同断』(六表)

渡部四郎右衛門廣稱(控)「越国者引入方一巻帳」

一、女主人 つね とし 十六

同国同郡亀田村藤藏娘引入

川嶋村廣藏女房_ニ縁付申候。

此祝金五兩三分

内 二兩三分 右同断

三兩

右同断

一、女主人 かん とし 二十一

同国村松領堀みそ村庄吉娘引入

中荒井村五左衛門嫁_ニ縁付申候。

此祝金五兩

内 貳兩貳分 右同断

貳兩貳分

右同断

合六人 此祝金三拾貳兩三分

内 拾五兩壹分 地元才判金

拾七兩貳分 調達御手当金貸渡申候。

右者、先達而願之上、越国表_江罷越、書面之通縁女引入、川島中荒

井兩村_江、縁付申候。当年之儀時節後、人不足_ニ有之候処、彼地処々

『_江世話人』(六裏) 対談取究申候_ニ付、此後追々縁女引入_ニ相成可申

候。然処、窮民之者共_ニ御座候得者、右祝金之内、調達御手当金先

達奉拝借候内、書面之通貸渡申候間、当暮迄御貸置居被成下置度奉願上候。御皆濟之節、元利少_{しも}無滞御上納可為致候。依之、右村方々、別紙拝借受取証文奉差上候。以上。

卯五月

川島組触継名主

渡部宗兵衛

御代官様

田島、関本兩村假名主

渡部四郎右衛門

覚

一、金拾五兩 内 三兩宛 熊太郎 徳左衛門 千代松 勝右衛門

廣藏_ノ五人

右者、渡部四郎右衛門越国縁女引入、当村書面之者共女房_ニ縁付、

御手当調_』(七表) 達金、右之通貸渡、難有奉請取候。尤、御返納

之義者、当暮御皆濟之砌、元利少_{しも}無滞御上納可仕候。万一相滞

候者、其五人組親類共引受、吃度弁納可仕候。依之、受取証文奉差

上候。以上。

卯五月

川島村百姓代

平左衛門

御代官様

組頭

仙次郎

名主

湯田廣次

覚

一、金貳兩貳分

中荒井村拝借人

五左衛門

右者、渡部四郎右衛門越国縁女引入、当村五左衛門嫁_ニ縁付、御手

當調達金書面之通、祝金之内貸渡、難有奉請取候。尤、御返納之義者、当暮御皆済之砌、元利少しも無滞御上納可仕候。万一、相滞候ハ、其五人組親類共引受、(七裏)吃度弁納可仕候。依之、受取証文奉差上候。以上。

卯五月 中荒井村百姓代 佐兵衛

御代官様 同組頭 久左衛門

同名主 渡部源吉

一、金拾五兩 六月十日右受取証文之通、夫ひ川島村松藏ニ渡ス。

乍恐以書付奉御披露候

私義、先達^而願之上、越国表江縁女引入として四月十日日出起、罷下^り候処、時節後、人不足^而漸六人引入、当月二十六日帰国仕、別紙横帳を以奉申上候通、川島中荒井兩村江縁付申候。以後之儀者、彼地処々^江世話人对談取究、追々引入^二相成候筈^ニ御座候。依之、帰国御披露奉申上候。以上。』(八表)

卯五月 田島、関本兩村仮名主 渡部四郎右衛門

御代官様

中荒井村 五左衛門

一、祝金五兩 内二兩式分卯六月十七日、堀みぞ村庄吉方へ五左衛門方^ス渡。残式兩式分庄吉家作普請仕候節、追々相渡候筈。

乍恐以書付御届申上候

越後国新発田御城下庄太郎 同国蒲原郡牧村勝右衛門娘

娘よし とし 廿 ちせ とし 二十

同国蒲原郡亀田村長兵衛娘 同国同郡佐渡山村清助娘

とよ とし 十六 そよ とし 三十六

同国同郡同村藤藏娘 同国同郡村松領堀溝村庄吉娘

つ祢 とし 十六 かん とし 二十壹

メ六人女』(八裏)

右者、先達^而願之上、越国表江罷越、人元等睨^与吟味之上、夫々出金仕、引入取計引入分限^ニ書面之人別書載申候間、此段御届奉申上候。尤、先方寺送分限送等手元^江取置申候。以上。

卯六月 渡部四郎右衛門

御代官様

奉願引入分限縁組之事

越後国新発田庄太郎娘 よし とし 廿

此者、川島村熊太郎女房^ニ内縁約仕候。

同国蒲原郡牧村勝右衛門娘 ちせ とし 二十

此者、同村徳左衛門女房^ニ内縁約仕候。

同国同郡亀田村長兵衛娘 とよ とし 十六

此者、同村千代松女房^ニ右同断。

渡部四郎右衛門廣綱(控)「越国者引入方一巻帳」

同国同郡佐渡山村清助娘 　　そよ 　とし 　三十六

此者、同村勝右衛門女房ニ右同断。』(九表)

同国同郡亀田村藤蔵娘 　　つ祢 　とし 　十六

此者、同村廣蔵女房ニ右同断。

同国同郡村松領堀溝村庄吉娘 　　かん 　とし 　廿一

此者、中荒井村五左衛門嫁ニ右同断。

ノ六人女

右者、私引入分限之者共、右両村江内縁約仕、内証何成共故障無御座、尤、切支丹類族ニ無御座候間、縁組被 仰付被下度奉願上候。以上。

卯六月 　　越国者引入人中荒井村 　渡部四郎右衛門

乍恐以書付奉願上候

高三斗五合 　　五左衛門 　年 　五十三

女房 　とし 　四十七

男子 　権太郎 　年 　廿九

二男 　藤吉 　年 　廿

合四人 　内三人男 　壹人女』(九裏)

右者、分限之内権太郎女房ニ、当村渡部四郎右衛門引入分限かんと申候女、内縁約仕候間、以 御愛隣、縁組被 仰付被下度奉願上候。以上。

卯六月 　　百姓代 　久左衛門 　中荒井村願人 　五左衛門

御代官様 　組頭 　孫兵衛 　同村五人組 　七左衛門

名主 　渡部源吉 　同断 　儀兵衛

乍恐

高六石三斗三升五合 　　熊太郎 　年 　廿四

妹 　せう 　とし 　十九

弟 　熊治郎 　年 　八つ

祖母 　とし 　七十八

合四人 　内貳人男 　貳人女

右者、私女房ニ中荒井村渡部四郎右衛門引入分限よしと申候女、内縁約』(十表) 仕候間、以 御愛隣、縁組被 仰付被下度奉願上候。以上。

卯六月 　　百姓代 　平左衛門 　川島村願人 　熊太郎

御代官様 　組頭 　仙次郎 　同五人組 　弥七

名主 　湯田廣治 　同断 　鉄太郎

乍恐

高五石五斗三升五合 　　徳左衛門 　年 　三十八

女子 　いち 　とし 　六つ

父 　徳右衛門 　年 　六十八

母 　とし 　五十九

合四人 　内貳人男 　貳人女

文言右同断

乍恐

高拾四石九斗五升三合

助五郎 年 七十一

男子 千代松 年 廿二

合式人男』(十裏)

文言右同断

乍恐

高六石四合

勝右衛門 年 四十二

男子 圓藏 年 廿

女子 のへ とし 十八

合三人 内式人男 壹人女

文言右同断

乍恐

高拾壹石六斗貳升三合

伊兵衛 年 三十五

弟 伊太郎 年 廿三

同 丑次郎 年 十七

合三人男

文言右同断』(十一表)

縁組御差図書左之通九月廿一日触継方_レ出来

南山御藏入川島組中荒井村五左衛門_与申者嫁、同村渡部四郎右衛門

引入分限かん_与申女内縁申合候由。

一、同組川島村熊太郎_与申者女房_二右同人引入分限よし_与申女右同断。

一、同組同村徳左衛門_与申者女房_二右同人引入分限ちせ_与申女右同断。

一、同組同村廣藏_与申者女房_二右同人引入分限つ祢_与申女右同断。

一、同組同村千代松_与申者女房_二右同人引入分限とよ_与申女右同断。

一、同組同村勝右衛門_与申者女房_二右同人引入分限そよ_与申女右同断。

右条々縁組申合候由、願出被達候。任願候条、此旨御申聞可有之候。以上。

九月 御藏入役所』(十一裏)

渡部六郎兵衛殿へ

右之通申来候条、令承知可申聞候事

九月十一日 御代官所 川島組触継名主 渡部宗兵衛方へ

覚

熊太郎女房よし とし 廿 勝右衛門女房そよ とし 三十六

廣藏女房つ祢 とし 十六 千代松女房とよ とし 十六

徳左衛門女房ちせ とし 廿 メ五人女

右者、拙者引入分限之者共、願之通縁組被仰付候間、右之者共女房

_二当辰御改方分限書上可加候。尤、切支丹類族_二も無御座候間、御受御銀可得御意候。以上。』(十二表)

辰正月十三日

渡部四郎右衛門

川島村名主 湯田廣治殿へ

乍恐以書付奉願上候

当組村々之儀、委曲先達而奉申上候通、去年中疫癘流行仕、数拾人病失仕、夫を失ひ妻ニ別連、諸雜費ハ相嵩立続かたく、人氣甚相衰、不便成躰嘆敷次第有之候得共、兼而人不足之所柄申、右病災細民之噂ニ御座候得者、別近郷ニ見合無之、夫而已等閑ニ差置候而、無跡ニ相成候義顕然ニ差見、私共勤躰不相濟義ニ付、当春願之上越国表江罷越、縁女引入申候処、何連も病難莫太之痛ニ相成候者共ニ裏ニ裏ニ之御仁愛奉願上候処、御備無之、御時節ニ調達金を以、祝金御手当被 仰付置、当暮元利御上納可仕筈之処、前書申上候通、極々細民共、縁女引入置候得者、何ニ様ニ皆納為致候方便、禿与無之候。仍之、別紙当人共も、年賦御上納ニ被 仰付被下置度奉願上候処、縁女引入方之儀者、人数増長之本躰ニ御座候得者、何卒格別之以 御仁政、産子養育御手当同様ニ被 仰付被下置度奉願上候。若又、右願難被 仰付御儀ニ候者、当暮方十年賦御返納ニ被 仰付、連々不相痛様御上納致候様被成下置度、左候得者、無難ニ御百姓相続仕、難有奉存候。一旦之御返納ニ被仰付候而、愚昧之戸前必至行逼当惑仕、万々一処を去り候心底發り、無跡等ニ至り候様ニ而、乍恐折(十三表)角奉蒙 御手当候御慈悲、空敷相成都而私

共奉恐入候間、常和祝金御手当ハ、格段御厚情之御評儀被成下、往々夫妻之縁多、産子養育之本躰備り、人数増長仕候様、不願恐奉願上候。左候者、御仁政之程、彼之地江自然与相響、引入方專要之一助、猶又、民家弥増無跡再興も行及、手餘廢地開発仕、御年貢弁納相省マ、村民等益丈夫之根ニ立、乍恐、前代未聞之御仁德輝キ、無此上御儀与奉存候間、前文之願意、幾重ニ厚ク被為分 御聞召願之通、御救助被成下置候ハ、幾久難有御国恩ト奉存候。以上。

卯十月 川島組触繼名主 渡部宗兵衛

関本村名主引入願人 同 四郎右衛門(十三裏)

御代官様

乍恐以書付奉願上候

一、男女共人数拾人 中荒井村 一、同 拾五人 川島村
一、同 四人 関本村 一、同 六人 藤生村
合三拾五人
右者、当組四ヶ村之儀、去年中病難ニ逢、数拾人病死致、夫を失ひ妻子ニ別連、極老共計り相残、御百姓相続可仕様無御座、誠以嘆敷躰ニ相成候処、南山御蔵入之義者、全躰人不足之処柄ニ、右躰鏝寡ニ相成候者共江相應之娶合無之、夫而已打捨置候得者、氣後ニ相成、御他那江屋上葺励ニ罷越候而、自然与帰国を忘連(十四表)、有人迄失ひ、無跡弥増候義顕然ニ御座候間、委曲当春願之上、越国表江

罷越、引入方取計候処、当年之義者、手始^二見込通引入兼、先達^而

祝金拝借奉願上候通、六人引入、縁組御差^も相濟候處、何連^も相

應之者共^二、夫婦中睦敷、農産業無怠出精仕、安堵難有仕合奉存

候。然^二、此後明春迄^二、四ヶ村^二書面人数男女三拾五人^も引入不

申候得者、必至^与御百姓取立候様無御座、尤、彼地、世話人立置談

事懸^り等有之、明年迄^二者、追々男女引入増加仕候筈^二候^二、前書

奉申上候通、病失之跡極難之者共^二、祝金才判之通絶^而無之、猶

又、去不作以來、地元甚不流行^二相成、私共地才判も不行及、左候

得者、引入之男女參候^而、右金子差支空敷相戻^し』(十四裏)候様

^二而^八、折角對談仕候計、手切^二罷成、剩禿百姓弥増候間、何卒厚以

御仁愛、産子養育御手当金之内、五六拾兩^も御陣屋^二御備被成下

置、引入之毎度、追々拝借被^レ仰付被^レ下置候様奉願上候。乍恐、先

願^二奉申上候通、産子養育御手当被^レ下置難有仕合奉存候得共、先

以其本躰不相備候^而、人数増長可仕様無之、村々次第^二禿家多出来

候間、右等之段、一^ト通之願筋^与御聞召不被成下置、格別厚御

評儀被^レ為加、右細民共、夫々夫妻之縁為結、人数増長仕候様、不願

恐幾重^二奉願上候。以上。

卯十月 川島組触継名主願人 渡部宗兵衛

御代官様 同組引入人願人 渡部四郎右衛門』(十五表)

覚

一、金三拾兩 但三月元 御手当金 但三拾兩歩

此利金貳分 三月より四月迄^二ヶ月分

元利^ノ三拾兩貳分 内三拾兩四月上納仕候。 式分利金不納之分左之通十二月五日上納

仕候。

右之内 拾五兩 五月元 川島村五人之者共拝借

此利金壹兩 五月^ノ十二月迄八ヶ月分

貳兩貳分 五月元 中荒井村五左衛門右同断

此利式朱貳百七拾文 右同断八ヶ月分

五兩 七月元 渡部四郎右衛門右同断

此利金壹分 七月^ノ十二月迄六ヶ月分』(十五裏)

小式拾三兩三分式朱貳百七拾文 内 拾七兩貳分 川島、中荒井兩村元金御貸居

六兩壹分式朱貳百七拾文 十二月五日上納仕候。

内 五兩 渡部四郎右衛門元金納

壹兩壹分式朱貳百七拾文 利金三口^ノ納

外 貳分 右三月^ノ四月迄二ヶ月分利金納

合六兩三分式朱貳百七拾文 十二月五日上納仕候。

一、金拾五兩 五月元 川島村五人拝借式拾兩歩

此利金壹兩貳分 五月^ノ十二月迄八ヶ月分

渡部四郎右衛門廣綱(控)「越国者引入方」卷帳」

元利ノ拾六兩貳分

内 壹兩貳分 卯十二月五日上納仕候。』(十六表)

殘金拾五兩 御貸居来辰暮納

一、同貳兩貳分 五月元 中荒井村五左衛門右同断

此利金壹分 右同断

元利ノ貳兩三分

内 壹分 卯十二月五日納

殘金貳兩貳分 御貸居右同断

一、同六兩三分貳朱貳百七拾文 右調金ノ高

内 壹兩貳分 川島村五人分利納触繼直受取之分

五兩壹分貳朱貳百七拾文 此分手元方触繼差引組入

納ニ成ル。

内 壹分 五左衛門納

五兩貳朱貳百七拾文 手元拜借元利皆納』(十六裏)

天保四巳年正月

乍恐以書付御届申上候

越後国蒲原郡姥嶋村甚左衛門伴 甚八 年 十九

右者、私義、越国者引入取計方被 仰付置候間、此度書面之者引入、分限ニ書載申候ニ付、此段御届申上候。尤、先方方寺送り分限送等之儀者、手元江取置申候。以上。

巳正月 関本村仮名主中荒井村 渡部四郎右衛門

御代官様

右之者松平右京様御領内』(十七表)

奉願引入分限養子之事

越後国蒲原郡姥嶋村甚左衛門伴 甚八 年 十九

右者、私引入分限之者、川島村久左衛門後家養子ニ遣申候筈、内約束仕候。内証何成共故障之筋無御座、尤、切支丹類族ニも無御座候間、願之通、養子ニ被 仰付被下度奉願上候。以上。

巳正月 渡部四郎右衛門

御代官様

乍恐以書付奉願上候

高九石壹斗七升八合 久左衛門後家 とし 六十二

ノ壹人女』(十七裏)

右者、私養子ニ、関本村名主中荒井村渡部四郎右衛門引入分限甚八与申者、貫候筈内約束仕候間、以 御愛隣、養子ニ被 仰付被下置度奉願上候。以上。

巳正月 川島村願人 久左衛門後家
御代官様 五人組惣代 直藏

百姓代 平左衛門

天保七申年十二月

乍恐以書付御届申上候

越後国蒲原郡山崎村元左衛門倅 作藏 年 三十三

『(十八表)』

同国同郡舟渡村茂左衛門倅 常藏 年 三十五

同国同郡牛ヶ首村 平左衛門 年 四十八

女房 とし 四十一

男子 寅松 年 十九

二女 かん とし 十六

父 彦四郎 年 七十

合五人 内 三人男 貳人女

右者、私義、越国者引入取計方被 仰付置候間、此度書面之者共引

入分限^ニ書載申候^ニ付、此段御届奉申上候。尤、先方^ノ寺送^リ分限

送等之義者、手元^江取置申候。以上。』(十八裏)

申十二月 関本村仮名主中荒井村 渡部四郎右衛門

御代官様

組頭 篤八

名主 湯田廣治

奉願引入分限縁付之事

越後国蒲原郡山崎村元左衛門倅

作藏 年 三十三

此者中荒井村山三郎後家娘よ祢婿養子^ニ遣申候筈。

同国同郡舟渡村茂左衛門倅

常藏 年 三十五

此者同村甚十郎賀養子^ニ遣申候筈。

同国同郡牛ヶ首村 平左衛門 年 四十八』(十九表)

女房 とし 四十一

男子 寅松 年 十九

女子 かん とし 十六

父 彦四郎 年 七十

合五人 内 三人男 貳人女

此者、関本村無跡又右衛門再興相統^ニ遣申候筈。

右者、私引入分限之者共、中荒井村山三郎後家賀、同村甚十郎賀、

関本村無跡又右衛門再興名跡^ニ遣申候筈内約束仕候。内証何成共故

障之筋無御座、尤、切支丹類族^ニ無御座候間、願之通縁組被 仰

付被下度奉願上候。以上。

申十二月 関本村仮名主中荒井村 渡部四郎右衛門』(十九裏)

御代官様

乍恐以書付奉願上候

高四石式斗式升五合 当四月中病死仕候 山三郎 年 五十八

女房 とし 四十六

女子 よ祿 とし 廿七

男子 治郎 年 十二

三男 丈助 年 十

四男 助太郎 年 八つ

五女 ちう とし 五つ

当年病死仕候 六女 さく とし 二つ

合八人 内 四人男 三人女

右者、私娘智養子_ニ、関本村仮名主中荒井村渡部四郎右衛門』

(二十表)、引入分限作藏_与申者、貫候咎内約束仕候間、以 御愛

隣、縁組被 仰付被下置度奉願上候。以上。

申十二月 中荒井村願人 山三郎後家

御代官様 同五人組 忠左衛門

三役連印

乍恐

高四石三斗式升三合 甚十郎 年 六十五

女房 とし 四十五

女子 しゅう とし 廿九

同 とめ とし 十二

同 里く とし 十

同 ひさ とし 八つ

同 ちう とし 二つ(二十裏)

合七人 内老入男 六人女

右者、私智養子_ニ、関本村仮名主中荒井村渡部四郎右衛門引入分限

常藏_与申者、貫候咎内約束仕候間、以 御愛隣、縁組被 仰付被下

置度奉願上候。以上。

申十二月 中荒井村願人 甚十郎

御代官様 同五人組 勘三郎

三役連印

乍恐以書付奉願上候

高六石八斗七升九合 外高壺石七升 糸沢出作 無跡 又右衛門高

此高五人組預り

右者当村之儀、六年以前卯年、村中残_リ少_ナニ病難_ニ逢、死失之』

(二二表)者共多、難渋仕候上、無間_も違作打続立統兼、追々無跡

弥増、人家数多分減少仕、一村保兼候躰嘆敷奉存候処、此度当村仮

名主中荒井村渡部四郎右衛門引入分限平左衛門家内五人、私共五人

組内無跡又右衛門再興名跡ニ相成度届ニ付、幸ひニ奉存、名跡ニ相居候筈内約束仕候。当年柄御時所位ニ戻リ奉恐入候得共、前断之通、次第ニ無跡出来往々亡所之基ひニ至リ候間、右之段ハ御用捨被成下、願之通無跡再興被 仰付被下置度奉願上候。以上。

申十二月

関本村無跡又右衛門

御代官様

五人組願人

重左衛門

同断

彦兵衛

同百姓代

長藏

同組頭』(二一裏)十左衛門

同仮名主

渡部四郎右衛門

右願書共、十二月三日相達申候。』(二二表)